

広島市火葬場等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策について

広島市火葬場等において、新型コロナウイルス感染症を拡大させないためにも、葬祭事業者の方々、火葬場等を御利用いただく方々に、以下の対応について、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としますが、流行期に、高齢者等重症化リスクの高い者が、火葬に参列し、混雑した場所にいるときには、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的ですので、御配慮いただきますようお願いいたします。

1 基本的な感染予防対策の実施

- (1) 咳や発熱などの症状がある方は、火葬等へ参列することを控えてください。
- (2) 火葬場内で参列者同士が密集・密接しないよう、一定の間隔を空ける等ご配慮ください。

また、収骨室等は狭い空間となっているため、来場人数が多い場合は同時に入室する人数を制限させていただく場合がありますので、その際は係員の指示に従ってください。

- (3) こまめな手洗い、アルコール消毒等に御協力をお願いします。
- (4) 火葬場内の換気を適宜、行っていきますので、御協力をお願いします。

また、待合室等では、窓を開ける等により適宜換気をお願いします。

なお、火葬場内は換気に伴い冷暖房が十分でない場合がありますので、上着等で調整をお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬

感染予防策を実施する期間を満了する前に亡くなられ、特別な感染対策が必要な御遺体である場合であっても、適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出防止を行うこと等）を実施することにより、納体袋に収容する必要はなくなり、通常の御遺体と同様に取り扱うことができます。ただし、損傷が激しい御遺体、解剖後の御遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋を使用してください。

また、納棺時に柩表面を清拭・消毒した後は、適切な手指衛生（手洗い等）の下で、通常の柩と同様に取り扱うことができます。

なお、御遺体に触れた場合は、自身の顔などを触れる前に適切な手指衛生を実施してください。

令和5年3月13日

広島市健康福祉局保健部環境衛生課